



保育コンシェルジュが お待ちしております

保育コンシェルジュとは？

保育施設の紹介や預け先の提案、子育て関係の窓口への案内などを行う相談員です。保護者の希望やご家庭の様子などを伺いながら、各々のニーズに合ったサービスをご提案します。

子どもをあずける

どこで相談できるの？

いつでも

足立区役所

受付時間は平日午前9時から午後5時です。
お越しになる際の予約は不要です。

自宅から

オンライン

Web会議サービスを利用したオンライン相談です。
区のホームページからご予約ください。

近くの

子育てサロン

月1回程度、各子育てサロンにて相談会を行います。
お子さんと遊びながら相談できます(予約制)。



日程の詳細やお申込みは
区のホームページを
ご覧ください。

オンライン説明会

はじめての保育園

保育施設の種類や申込方法などをお話します。
定期的開催中!(予約制)

問合せ

幼稚園・地域保育課 幼保調整係
☎3880-5772 FAX 3880-5703



実は、幼稚園も長く預かってもらえるんです！

～働きながら、3歳から幼稚園という選択～

幼稚園は、学校教育法に定められた「学校」のひとつです。近年は「預かり保育」を実施して、長い時間子どもを預かる園が増えています。

0歳から2歳では保育施設にお預けになっていても、3歳からは特色ある教育を行う幼稚園という選択肢もあります。



～預かり保育とは？～

- 幼稚園の通常の教育時間（主に9時から14時）の前後（朝・夕方）に、お子さんを引き続きお預かりして、教育活動等を行うものです（保育所という「延長保育」です）。
- 園によっては、土曜・長期休業中（夏休みなど）も実施しています。一時的な利用はもとより、お仕事をしながらお子さんを幼稚園に預けるといったことも可能です。
- 原則的に、その園に通園しているお子さんが預かり保育の対象となります。
- 預かり保育の利用料は、就労等による「保育の必要性」について区から認定を受けることにより、一部助成を受けることができます（実際の支払額と「日額450円×利用日数」のどちらか少ない方の額を月11,300円まで）。

～どの園が、何時まで？～

区内の全ての幼稚園で預かり保育を実施しています。

実施時間や長期休業中の預かりの有無など園ごとに異なりますので、詳しくは区のホームページをご覧ください。各園にお問合せください。

足立区私立幼稚園のご案内 ⇒



問合せ

幼稚園・地域保育課 私立幼稚園第一・第二係
☎ 3880-6147 FAX 3880-5703

小規模保育、家庭的保育（保育ママ）の3つのいいね！

1 少人数でいいね！

アットホームな保育環境で、一人ひとりに寄り添った、きめ細かな保育を行うことができます。異年齢保育で、まるできょうだいのように育ちます。小規模保育では6～19人を、家庭的保育（保育ママ）では最大5人のお子さんをお預りします。

※ 小規模保育では、年齢ごとに過ごしている園もあります。

2 区のサポートでいいね！

区の専門職員が巡回し、お子さんの様子を見たり、聞いたりしながら保育のアドバイスをしています。また、保育力アップの研修なども行い、保育士、保育ママはスキルアップ！

3 先行利用調整でいいね！

2歳児クラスを卒園した後の預け先は、先行利用調整制度（P79）で区がサポートします。内定率約80%！

保護者インタビュー

■ 小規模保育

0歳児から2歳児は家庭的な環境がよく小規模保育を選びました。少人数なので先生と子どもの距離が近く、お迎え時に先生や子どもの顔を見ることができて、子どもも安心して通っています。園庭はありませんが、近くの公園にたくさん連れて行っていただけたところがとても魅力的です。



室内遊びの様子

■ 家庭的保育（保育ママ）

子どものことをしっかりみてくれる安心感から保育ママに決めました。保育ママは子育ての悩みごとにも親身になってくれるので、親のように頼りになる存在です。人見知りをする子どもですが、少人数でお友だちと遊んでいる様子がとても楽しそうに見え、預けてよかったです。



保育ママと遊ぶ

小規模保育と家庭的保育（保育ママ）の
1日の動画はこちら⇒



問合せ

幼稚園・地域保育課 地域保育係
☎ 3880-5428 FAX 3880-5703

子どもをあずける

▶ 就学前の教育・保育施設

幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認証保育所の各施設一覧は別冊『子育て施設ガイドマップ（裏面）』に掲載しています。

	幼稚園（区内は全て私立）		認定こども園（区立・私立）	
	新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行した幼稚園	『短時間利用』の場合	『長時間利用』の場合
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育を行う学校教育法に基づく学校 ・夏・冬・春休みあり 		<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育を行う ・夏・冬・春休みあり ・区立園は区民のみ利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育を行うほかに保育サービスも併せて提供する ・区立園は区民のみ利用可能
必要な認定	不要	1号認定	1号認定	2号認定 3号認定
入所選考	各園が選考		私立：各園が選考 区立：区が選考	区が利用調整 ※1※5
対象年齢	満3歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる）		満3歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる） 区立園は4、5歳児のみ	0歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる）
利用できる時間	4～5時間が基本（各園により預かり保育あり）		4～5時間が基本（各園により預かり保育あり）	各園の基本保育時間を超えると延長保育
保育料	無償（最大月額3.3万円まで。各園が定める別途費用あり）		無償（私立認定こども園は最大月額3.3万円まで。各園が定める別途費用あり）	区が保護者または世帯の住民税額等で決定、ただし、0～2歳児の第2子以降と3～5歳児は無償（各園が定める別途費用あり）
利用申請先（入園申込）	希望園		私立：希望園 区立：保育・入園課	保育・入園課

子どもをあげる

区ホームページでも「保育施設・幼稚園」を紹介しています。



認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）の入園申込については、保育施設利用申込案内をご覧ください。区ホームページからもダウンロードできます。毎年10月下旬頃に翌年度の利用申込案内を発行します。



問合せ

保育・入園課 入園第一係～第三係
☎ 3880-5263 FAX 3880-5703

	認可保育所 (区立・私立)	小規模保育 (私立)	家庭的保育(保育ママ) (私立)	認証保育所 (私立)
主な特徴	子どもの成長や発達過程を踏まえた保育を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数(6～19人)のお子さんをお預かりする ・家庭的な環境に近い保育を実施 ・給食あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数(5人以下)のお子さんを家庭的保育者の自宅等でお預かりする ・家庭的な環境で保育を実施 ・給食あり ※3 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が定める基準を満たした保育施設 ・13時間以上の開所、利用者と保育所の直接契約等多様な保育ニーズに対応
必要な認定	2号認定 3号認定	2号認定 ※2 3号認定		不要
入所選考	区が利用調整 ※1 ※5	区が利用調整 ※1 ※5		各園が選考
対象年齢	0歳から小学校入学前まで (各園により利用可能年齢は異なる)	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から2歳児(各園により利用可能年齢は異なる) ・3歳児以降、保育施設に入所する場合は、再申込が必要(先行利用調整を実施 ※4) 		A型…0歳から小学校入学前まで B型…0歳から2歳児まで (各園により利用可能年齢は異なる)
利用できる時間	開所時間の範囲内(短時間認定の場合8時30分から16時30分を超えると一時延長保育料が必要)	開所時間の範囲内(短時間認定の場合8時30分から16時30分を超えると一時延長保育料が必要)	開所時間の範囲内(短時間認定の場合8時間を超えると一時延長保育料が必要)	開所時間の範囲内(契約した時間を超えると延長保育)
保育料	区が保護者または世帯の住民税額等で決定、ただし、0～2歳児の第2子以降と3～5歳児は無償(別途費用がかかる場合あり)	区が保護者または世帯の住民税額等で決定(別途費用がかかる場合あり)ただし、0～2歳児の第2子以降は無償		<ul style="list-style-type: none"> ・各園が利用時間等で決定 ・区の保育料負担軽減制度あり
利用申請先(入園申込)	保育・入園課			希望園

※1 利用調整：ご提出いただいた書類をもとに、区が定める基準により保育の必要性を指数化して優先順位をつけ、指数の高い順に利用できる施設を区が調整した上で決定すること。

※2 2号認定のうち2歳児クラスに該当する方のみ利用可能。

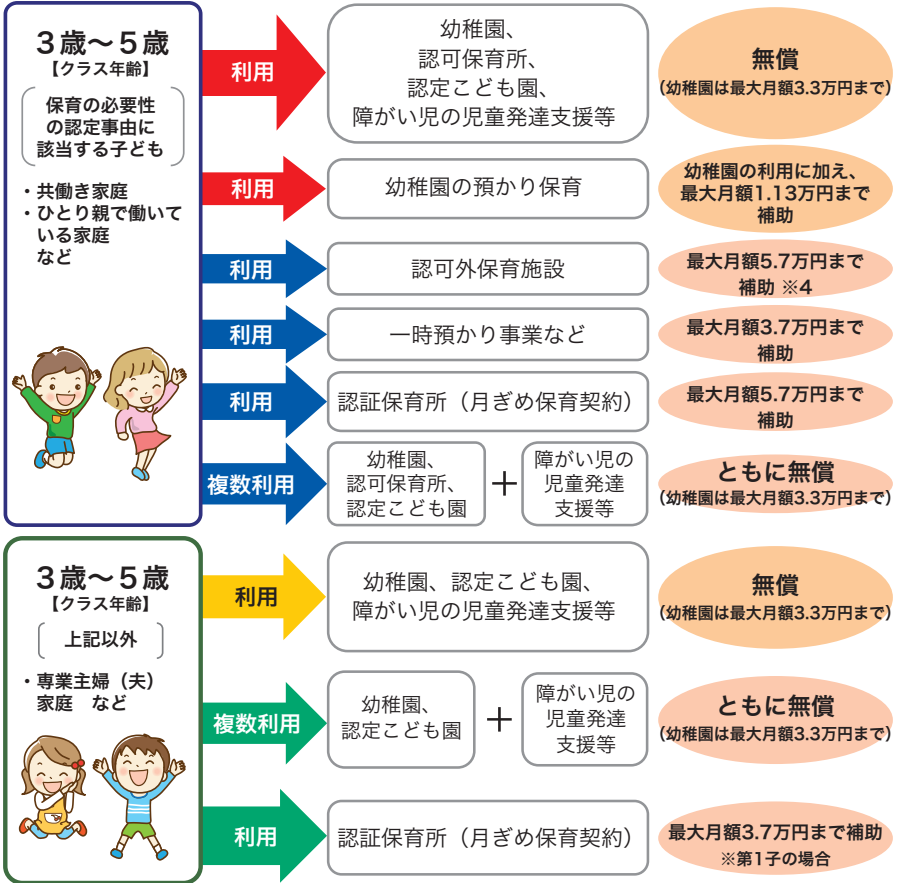
※3 給食未実施の家庭的保育(保育ママ)では、ミルク、弁当、おやつなど持参することが必要。

※4 先行利用調整：卒園後も継続して保育が必要な保護者のために4月入所の一般申込受付に先行して、利用調整を実施すること(ただし、メリーポピンズ北千住ルーム(小規模保育)については、卒園後に北千住どろんこ保育園で受け入れを行っているため、先行利用調整は申し込みできません)。

※5 多子世帯の場合は、利用調整の際に指数加点があります。

幼児教育・保育の無償化

子育て世帯の負担を軽減しながら、子どもたちに質の高い幼児教育や保育の機会を保障できるよう、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。下の図は主な例です。



※1 0歳から2歳までについても、第2子以降は無償化の対象です（一時預かり事業などを除く）。また、住民税非課税世帯については、0歳から2歳までの第1子についても上記と同様の考え方により無償化の対象となります（認可外保育施設の場合、最大月額6.7万円まで無償 ※4）。

※2 延長保育については無償化の対象外です。

※3 障がい児の児童発達支援等は、0歳から2歳までについても区独自に無償化の対象とします。

※4 令和6年4月から実施予定（区議会での議決後に正式決定します）。

(注1) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な保育料）も対象。

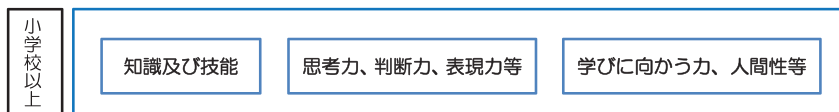


無償化の対象となる範囲や要件等については区のホームページをご確認ください。

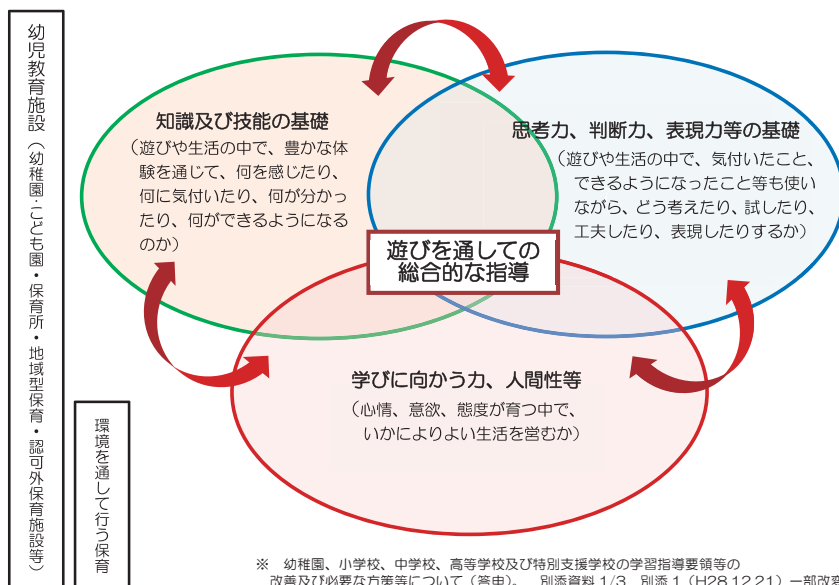
子どもをあずける

幼稚園と保育園の共通点

幼児教育では、遊びや生活の中で、主体的に考えたり行動できるようになることを重視しており、このことが人としての学びの基礎となっていきます。幼稚園・保育園の双方で「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を育みたい資質・能力の3つの柱として総合的な指導を行うことが求められています。



幼児教育において育みたい資質・能力の3つの柱



子どもをあずける

教育・保育の質の向上

足立区では就学前施設等の教育保育についてわかりやすくまとめた「足立区教育・保育の質ガイドライン」及び別冊「保育実践振り返りシート」を作成し保育施設や幼稚園等での活用を進めています。



問合せ

子ども施設指導・支援課
☎ 3880-5395 FAX 3880-5641



一時的に保育施設にお子さんを預けたいとき

保護者の通院、リフレッシュしたいとき、病気やケガの回復期のお子さんを仕事
が休めず預けたいときなどにご利用ください。延長の有無については各施設にお問
い合わせください。いずれも事前登録が必要です。

保育施設の 一時保育 一人あたり1時間 500円 (給食代・おやつ代別) 裁判員の場合は無料 (給食代・おやつ代別)	コンビプラザ東和三丁目 保育園 (東和) ☎ 5613-8070	6か月以上～就学前 月～土 8:30～18:30
	新田保育園 (新田) ☎ 3911-0977	1歳～就学前 月～金 8:30～16:30
	中部ひまわり保育園 (関原) ☎ 5845-5702 【一時休止中 (※3)】	
	聖母のさゆり保育園 (東和) ☎ 3620-5309	
	あやせババル園 (東綾瀬) ☎ 5613-8851	6か月以上～就学前 月～金 8:30～17:30
	足立このみ保育園 (江北) ☎ 3896-2044	1歳～就学前 月～金 10:00～16:00
	ステラ千住ふたば保育園 (千住) ☎ 6812-0800	1歳～就学前 月～金 8:00～17:00
	区立保育園 14園 (子育て施設ガイドマップ参照)	1歳～就学前 <千住あずま・中央本町・保木間> 月～金 8:30～17:00 <上記以外の11園 ※1> 月～金 9:00～16:00
	足立区内の東京都認証保育所 (子育て施設ガイドマップ参照)	0歳～就学前 月～土 8:00～18:00 ※2
小規模保育・家庭的保育(保育ママ) (子育て施設ガイドマップ参照)	0歳～就学前 月～土 7:30～18:30 ※2	
子育てサロンの 一時預かり	子育てサロン西新井 (ギャラクシティ内) ☎ 3858-3431 (子育て施設ガイドマップ参照)	区内在住の6か月～3歳までの乳幼児 月～金 10:00～16:00 1人あたり1時間500円

区ホームページに「一時保育」の情報を掲載しています。

- ※1 伊興保育園、大谷田第一保育園、加賀保育園、上沼田保育園、辰沼保育園
中島根保育園、東綾瀬保育園、東花畑保育園、緑町保育園、本木保育園、本木東保育園
- ※2 対象年齢、時間等は、施設により異なります。区ホームページをご確認ください。
- ※3 令和5年4月から一時休止。再開は区ホームページでお知らせします。



<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-unei/k-kyoiku/kosodate/ichiji-ichiji.html>

問合せ

保育・入園課 保育調整係
☎ 3880-5872 FAX 3880-5662

<p>病児保育</p> <p>※ 病児保育(在宅型)についてはP88参照</p>	<p>東部地域病院病児保育室 くろーばー (東部地域病院内・葛飾区亀有5-14-1) ☎ 5682-5121 FAX 5682-5122</p>	<p>医師の証明が必要 (足立区病児・病後児保育医師連絡票) 生後6か月～小学3年生 給食なし 月～金 8:30～18:00 1日 2,000円 ※ 保護者等の所得により、減額免除の制度あり</p> <p style="text-align: right;">事前登録制です</p>
<p>病後児保育</p> <p>※ 生活保護世帯は無料 (給食・おやつ代含む) 証明書の提出が必要</p>	<p>病後児保育室「すくすくルーム」 (区立あやせ保育園内) ☎ 5697-5401 FAX 3628-5722</p>	<p>医師の証明が必要 (足立区病児・病後児保育医師連絡票) 1歳～就学前 給食あり 月～金 8:30～18:30 1日 2,200円(給食代・おやつ代別) 土 8:30～13:00 1日 1,750円(給食代・おやつ代別)</p> <p style="text-align: right;">事前登録制です</p>
	<p>病後児保育室げんき (西新井きらきら保育園内) ☎ 5888-9163 FAX 5888-9164</p>	<p>医師の証明が必要 (足立区病児・病後児保育医師連絡票) 1歳～就学前 給食あり 月～金 7:30～18:30のうち 8時間 1日 2,500円</p> <p style="text-align: right;">事前登録制です</p>
<p>認証保育所での 休日保育</p>	<p>千住あさひ共同保育園(千住旭町) ☎ 3879-7101 FAX3879-7101</p>	<p>休日に保育を必要とする理由は 問いません。</p> <p style="text-align: center;">予約制です</p> <p>8:00～17:00は2,500円</p> <p>給食や延長保育は施設により異なります。 各保育所に直接お問い合わせ ください。</p>
	<p>ぱんだ保育園(伊興本町) ☎ 3857-1805 FAX3857-1806</p>	
	<p>なのはな共同保育所(栗原) ☎ 3887-2441 FAX3887-2441</p>	
<p>年末保育</p>	<p>一部の区立保育園で実施 実施園は10月ごろあだち広報で お知らせします。</p>	<p>保護者の仕事により年末に子どもを 預けたいとき。 12/29、12/30(7:30～18:30) (日曜日にあたる場合は除く) 1日 2,200円(給食代・おやつ代別。 弁当持参の場合あり)</p>
	<p>一部の認証保育所で実施。 実施園は10月ごろあだち広報で お知らせします。</p>	<p>年末に子どもを預けたいとき。 保育を必要とする理由は問いません。 12/29、12/30、12/31 (日曜日にあたる場合は除く) 8:00～17:00は2,500円 給食や延長保育は施設により異なります。</p>

▶ 一時的にご自宅等でお子さんを預ってほしいとき

① 子ども預かり・送迎支援事業 事前登録制です

小学生までの子育てをしている家庭を対象に、ご自宅または子育てホームサポーター宅で、お子さんの預かりや保育施設等への送迎を行います。

【対象】 小学生までの子育てをしている家庭

【支援内容】 一時的な預かり、保育施設や学童等への送迎

【利用時間】 6:00～22:00 (12/29～1/3を除く)

【年間登録料】 2,400円 (一家庭、一事業者につき)

【利用料金】 (1時間・子ども1人あたり)

	時間帯	平日	土・日・祝日
基本時間	8:00～18:00	500円	800円
基本外時間	6:00～8:00 18:00～22:00	800円	800円

※ 平日の利用で「基本時間」と「基本外時間」をまたぐ場合、基本外時間の利用料金が適用されます。

【申込み先】委託事業者 9:00～17:00 (土日祝日除く)

事業者名	住所	電話
ぼぼら一と	入谷 1-16-13-101	3857-6571
ぶらちなくらぶ	加平 1-8-23	5697-9204
企業組合労協センター事業団	西新井栄町 1-10-6-201	5647-8038

コラム

子育てホームサポーターによる身の回り支援

子育てホームサポーター(子ども預かり・送迎支援事業に従事しているサポーター)さんは、保護者のいるところでの「育児補助」「家事補助」も行っています。

	対象	内容
育児補助	3歳未満(多胎児・多子は就学前)	お子さんの授乳やおむつ交換、着替え補助保護者が用意した食事や飲み物の提供など、身の回りの世話の補助
家事補助	2歳未満	お子さんの養育のために行う掃除、洗濯、簡単な調理、整理・整頓などの家事の補助

※ 子ども預かり・送迎支援事業の支援の一部として行っています。利用時間や申込み先は上記と同じです。

② あだちファミリー・サポート・センター事業 事前登録制です

地域において子育てを援助したい提供会員と援助を受けたい利用会員を結びつける事業です。提供会員宅でお子さんの預かりや保育施設等への送迎を行います。

【対象】 月齢6か月から小学生までの子育てをしている家庭

【支援内容】 一時的な預かり、保育施設や学童等への送迎

【利用時間】 6:00～22:00

【年間登録料】 登録料は無料

【利用料金】 (1時間・子ども1人あたり)

	時間帯	平日	土・日・祝日
基本時間	8:00～18:00	500円	800円
基本外時間	6:00～8:00 18:00～22:00	800円	800円
送迎のみ(1時間以内) ※ 曜日・時間にかかわらず	500円(送迎1回につき)		

※ 平日の利用で「基本時間」と「基本外時間」をまたぐ場合、基本外時間の利用料金が適用されます。

【申込み先】委託事業者 午前8時30分から午後5時15分(土日祝日除く)

社会福祉法人名	住所	電話
足立区社会福祉協議会 あいあいサービスセンター	西新井 2-11-4	3856-0274

問合せ

子ども政策課 子育て応援係
☎ 3880-0719 FAX 3880-5641

コラム

ふたつのサービス、違いはどこ?

	①子ども預かり・送迎支援事業	②あだちファミリー・サポート・センター事業
登録時期	随時(事業者が利用者宅を訪問し、支援内容を確認後、登録)	年12回(利用会員登録説明会に参加の上、登録)
年間登録料	2,400円	無料
預かりを行う場所	利用者宅または支援者宅	支援者宅のみ
支援者	固定ではありません。依頼日時や依頼内容に応じて事業者が手配します。	固定となります。事前に顔合わせをした支援者との日程調整が必要です。

▶ ベビーシッターの利用料金の補助

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。

【対象児童】 0歳～就学前

【補助上限時間】 児童1人につき年度あたり144時間まで
多胎児（ふたご・みつこ等）の場合児童1人につき年度あたり288時間まで

【補助上限額】 ① 日中 午前7時から午後10時までの利用分：1時間あたり2,500円
② 夜間 午後10時から午前7時までの利用分：1時間あたり3,500円

【対象利用料】 ベビーシッター保育サービス利用料のみ

制度や申請方法等、詳しくは区のHPをご確認ください。

問合せ

幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係
☎ 3880-8013 FAX 3880-5703



ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）

待機児童の保護者又は育児休業を1年間取得した後、復職する保護者に対し、認可保育所等に入所するまでの間、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

【対象となる方】 ① 認可保育所等の0～5歳児クラスに入所申込みをしたが、お子さんが入所待機となっている方
② 認可保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、お子さんの1歳の誕生日から復職し、翌年度1歳児クラスの4月入所申込みを行う方

【利用時間】 ① 保育短時間認定 …1日8時間かつ月160時間まで
② 保育標準時間認定…1日11時間かつ月220時間まで

【対象利用料】 ベビーシッター保育サービス利用料のみ

【利用料金】 1時間あたり150円

制度や申請方法等、詳しくは区のHPをご確認ください。

問合せ

保育・入園課 入園第一係～第三係
☎ 3880-5263 FAX 3880-5703



コラム

福祉まるごと相談課

仕事や生活・家庭の困りごとなど、分野や内容を問わず、誰でも・何でもご相談できます。丁寧にお話を受け止め、困りごとを整理し、担当所管へのつなぎ支援・各専門分野と連携した支援につなげます。

- ・複数の悩みや困りごと。
- ・相談先がわからない。
- ・窓口まで行けない。
- ・相談に“ためらい”“不安”がある。



問合せ

福祉まるごと相談員直通 ☎ 3880-5705 FAX 3880-5714

▶ 夜間に施設でお子さんを預かってほしいとき

施設型こどもトワイライトステイ事業

保護者が病気・出産・就労その他の理由により平日の夜間に不在となり、小学生のお子さんの養育が困難となった場合に、施設でお子さんを預かり、食事の提供その他支援を行います。

【対象児童】 小学生

【利用日時】 月曜日から金曜日の午後5時30分～午後9時30分
※ 祝日、12月29日から1月3日までの年末年始はご利用いただけません。
※ 宿泊は伴いません。

【利用料金】 ① 生活保護世帯 無料
② ひとり親家庭で児童育成手当を受給している住民税非課税世帯 無料
③ その他の世帯 1,000円

【支援期間】 1年度につき30日以内

【支援場所】 区内にある児童福祉施設で行います。場所や連絡先については、こども家庭支援課にお問い合わせください。

問合せ

こども家庭相談室 こども家庭相談課
☎ 3852-3535 FAX 3889-3400

▶ お子さんをお泊まりで預けたいとき

保護者が病気や出産等でお子さんの養育ができないときに、児童養護施設又は養育協力家庭宅でお子さんを預かり、養育します。

※ 宿泊を伴わない日帰りのご利用はできません。

施設型・在宅型こどもショートステイ事業

利用を希望する3日前までにお申し込みください。ただし、施設の空き状況等により利用できない場合があります。緊急の場合はご相談ください。

【対象児童】 1歳6か月～12歳（小学生まで）

【利用日時】 年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
原則として1か月につき6泊以内

【利用料金】 ① 生活保護世帯 1泊1,000円
② ひとり親世帯で児童育成手当受給中の住民税非課税世帯 1泊1,000円
③ その他の世帯 1泊3,000円

【利用内容】 食事や入浴等身の回りの世話など

施設型の宿泊施設	児童養護施設 クリスマス・ヴィレッジ	西新井本町 4-13-16	☎ 3856-1599
在宅型の宿泊施設	区内外の養育協力家庭		

問合せ

こども家庭相談室 こども家庭相談課
☎ 3852-3535 FAX 3889-3400

病児保育（在宅型）利用料金の助成

ベビーシッター事業者が実施する在宅の病児保育サービスを利用したときに、1時間あたり1,000円を上限に、その料金の一部を助成します。

【対象】

- 区内に住所を有する月齢6か月から小学6年生までの児童の保護者
- 下記のベビーシッター事業者が実施する在宅の病児保育サービスを利用した方
 - ・一般社団法人 全国病児保育協議会加盟事業者
 - ・公益社団法人 全国保育サービス協会加盟事業者
 - ※ ただし、就労・冠婚葬祭・家族の病気等による利用に限ります。
- 助成金の対象経費は、病児保育サービスの利用に要した費用です。
 - ※ サービス利用日から起算して1年以内のものに限ります。
 - ※ 入会金、年会費、登録料、交通費その他これらに準ずる費用及び他の制度により助成された費用は助成の対象外です。
 - ※ 月会費の中に当該月の利用料が含まれる場合は、これを当該月の病児保育サービスの利用に要した費用とみなします。ただし、実際に病児保育サービスを利用した場合に限ります。
- サービスを利用した日の前後7日以内に、医療機関を受診していること。

【助成の内容】

- 助成金額は利用日毎に算定し、下記の算定表に定める基準額と利用料金の額を比較し、いずれか低い額を交付額とします。

基準額	利用料金
お子さん1人あたり1日の病児保育サービス利用時間合計（1時間未満の端数は切り捨てる。）×1,000円	病児保育サービスの利用に要した費用

- 助成の対象は1回の病気につき7日以内です。
- サービスを利用するお子さん1人あたりの年間助成限度額（4月1日から翌年3月31日までの申請受理分）は40,000円です。

問合せ

こども家庭相談室 こども家庭相談課 相談管理係
☎ 3852-2863 FAX 3889-3400

▶ 私立幼稚園の助成制度

私立幼稚園等に通園する園児保護者の経済的な負担を軽減するために、保育料等と入園料の一部を補助しています。

私立幼稚園等園児保護者補助金

【対象者】 下記の要件を満たす方

保護者・園児の住民登録地が足立区内にあり、現にそこに居住し、そこから通園していること

【申請手続き】

4月下旬から5月上旬の間に幼稚園から申請書を配布します。なお、区外園に通園されている方は、入園後に幼稚園・地域保育課までお問い合わせください。

【補助額】

- ・保育料……月額 33,000 円まで補助
- ・教材費・冷暖房費・施設整備費……保育料が月額 33,000 円未満の園で園則に定められている場合に 33,000 円との差額の範囲内で補助
- ・給食費……月額 7,500 円まで補助（一部 2 歳児を含む）
- ※ 園により自己負担が発生する場合あり。
- ・入園料……100,000 円まで補助

【支給方法・支給時期】

- ・保育料・給食費……幼稚園へ支給／毎月※
- ・教材費・冷暖房費・施設整備費……幼稚園へ支給／毎月※
- ・入園料……保護者へ直接払い／入園年度の 10 月下旬または入園翌年度の 4 月下旬

※ 区外園等、一部の園……保護者へ直接払い／10 月下旬・翌年度の 4 月下旬
詳しくは区の HP をご確認ください。



預かり保育料の助成

就労等の理由により保育の必要性があり、認定（新 2 号・新 3 号・都認定・区認定）を受けた方は預かり保育料の一部が補助されます（上限 11,300 円）。

対象となる条件、対象施設等詳しくは区の HP をご確認ください。



問合せ

幼稚園・地域保育課 私立幼稚園第一・第二係
☎ 3880-6147 FAX 3880-5703

➤ 認証保育所の保育料負担軽減（利用者助成）

足立区では、東京都認証保育所の利用者負担を軽減するため「保育料負担軽減（利用者助成）制度」を行っています。利用者は、保育料から軽減上限額を差し引いた金額を施設に支払います。

- 【要件】**
- ・利用者・児童がともに足立区在住であること（毎月初日時点で住民票が足立区であり、その住所に住んでいること）。
 - ・認証保育所と月ぎめ保育契約をしていること（区外の認証保育所も含む）。
 - ・月の初日から在籍していること。

【利用手続き】 認証保育所を通じて申請書を足立区に提出してください。

【軽減上限額】 4月1日現在の児童の年齢によって決まります。軽減上限額は以下の表のとおりです。

区分	年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	保育料軽減上限額
A	1	課税世帯	—	第1子	40,000円
	2			第2子以降	67,000円
B	1	非課税世帯 (生活保護世帯 含む)	認定有り	第1子	67,000円
	2			第2子以降	67,000円
C	1		認定無し	第1子	42,000円
	2			第2子以降	67,000円
D	1	全世帯	認定有り	第1子	57,000円
	2			第2子以降	57,000円
E	1		認定無し	第1子	37,000円
	2			第2子以降	57,000円

【注意事項】

- (1) 保育の必要性の認定については、施設利用開始前までに区役所に別途申請が必要です。認定にあたっては、就労等の要件（認可保育所等と同等の要件）が必要です。
- (2) 児童の出生順については、生計を同じくする子で判断します。
- (3) 0歳児から2歳児の世帯で住民税が未申告の方は、課税世帯として取扱います。
区のホームページでもご案内しています。



問合せ

幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係

☎ 3880-8013 FAX 3880-5703

➤ 発達に遅れや心配があるお子さんを預けたいとき

足立区では、発達に遅れや心配があるお子さん、障がいのあるお子さんに対し、それぞれの発育に合わせて保育上必要な配慮や支援を行うために、発達支援児保育を実施しております。申し込み時から相談を受ける体制を整えていますので、入所の申し込みをする前に、お子さんの成長のために必ずご相談ください。

問合せ

こども支援センターげんぎ 支援管理課 / 保育・入園課 入園第一係～第三係
☎ 5681-0134 FAX 3852-2864 / ☎ 3880-5263 FAX 3880-5703



発達支援児保育とは？

入所内定後、医師と子どもの発達に知見のある委員により構成された「発達支援委員会」が、お子さんを保育するうえで、どのような配慮や支援が必要かを判断します。実施に当たっては指定された日時にこども支援センターげんきで行われる医師・心理士の面接を受けていただきます。入所後は、心理士等の専門職員と連携し、「発達支援児」として個々のお子さんの成長・発育に合わせた保育を行っていきます。

医療的ケアを必要とするお子さんを預けたいとき

足立区では、指定する区立保育園5園において、1歳以上のクラスで医療的ケアを必要とするお子さんの受入れをしております。安心して預けることができるように、指定する区立保育園には看護師を配置しております。

指定する区立保育園	住所
区立大谷田第一保育園	大谷田 1-1-5-101
区立上沼田保育園	江北 4-17-20-101
区立千住あずま保育園	千住東 2-20-17
区立中島根保育園	島根 2-33-2
区立東綾瀬保育園	東綾瀬 2-12-13

保育園で実施可能な医療的行為は、

- ① 経管栄養（経鼻、胃ろう）
- ② 導尿
- ③ 痰（たん）吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ④ 血糖値測定・インスリン注射

医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望される場合は

入所を申し込まれる前に、「医療的ケア児等支援委員会」において、保育園での集団生活が可能であるかの確認が必要です。委員会への申請書類や入所要件の説明等をいたしますので、保育施設に申し込みをする前に必ずこども支援センターげんきへ電話をし、お子さん同伴での面接を受けてください。

問合せ

こども支援センターげんき 支援管理課
☎ 5681-0140 FAX 3852-2864



足立区医療的ケア児情報ポータルサイト

医療的ケアが必要なお子さんを育てるご家族が、足立区で安心して子育てができるように、必要な情報を分野別にまとめて掲載しています。



問合せ

障がい福祉課 障がい施策推進担当
☎ 3880-5407 FAX 3880-5754